

第 4 節 輸出許可済貨物のバンニング情報登録

通関業者等及びシステム参加保税地域の倉主等（他所蔵置許可の旨をシステムに登録した場合は、当該許可を受けた者）が、輸出許可済貨物をコンテナにバンニングした旨をシステムに登録する場合は、税関手続関連（海上編）－貨物関係手続－第 2 章第 5 節（バンニング関係手続）による。